

社会保障制度調査会介護委員会提出資料

令和元年 10 月 31 日

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

養成校の卒業生に係る介護福祉士の資格取得方法の一元化に関し、令和4年度から国家試験の義務付けを図るために設置した「5年の経過措置」について

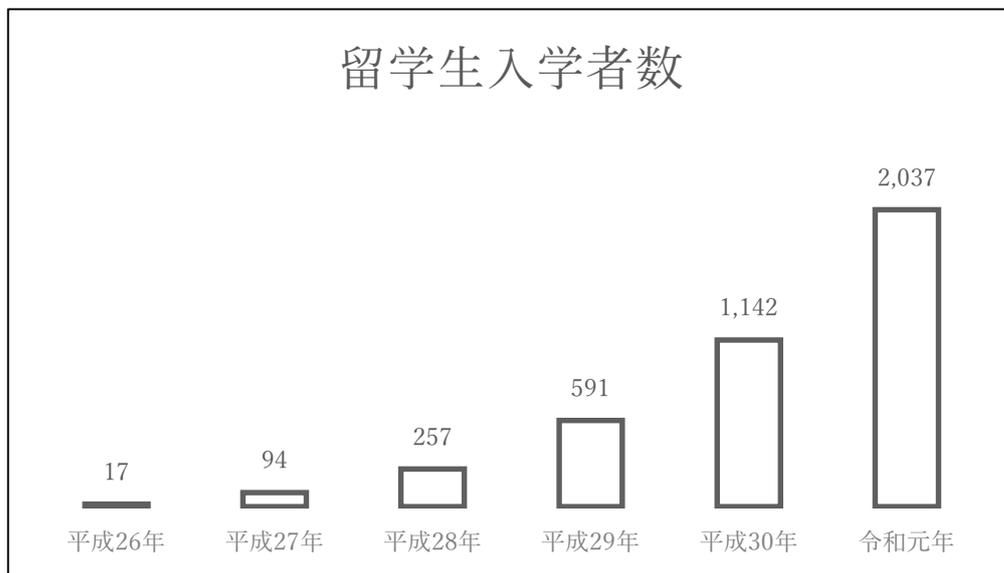
1 経過措置の成立

平成28年3月、養成校の卒業生に係る介護福祉士の資格取得方法の一元化に関し、令和4年度から国家試験の義務付けを図るために設置した5年の経過措置（以下この措置を「経過措置」といいます。）に関する法律が成立し公布されました。この経過措置について当協会は次のように考えています。

2 外国人留学生の急激な増加

平成29年9月、在留資格「介護」が創設されました。このことにより、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生は、従前は卒業して介護福祉士の資格を取得しても我が国で介護業務に従事できませんでしたが、創設後は日本で永続的に介護業務に従事できるようになりました。この在留資格が創設されたこと等により介護福祉士養成施設の外国人留学生の入学者数は下表のとおり近年急激に増加してきており、令和元年度の入学者数は2,037人となっています。

図表1 介護福祉士養成施設の外国人留学生入学者数の推移



(注) 日本介護福祉士養成施設協会調べ

また、介護福祉士養成施設における令和元年度入学者数の内訳はつぎのとおりであり、日本人を含めた全体の入学者数 6,982 人に対し、外国人留学生の入学者数は 2,037 人であり、全入学者数の 29.2%を占めていて、介護福祉士養成施設の運営において、外国人留学生は重要な存在になっています。

図表 2 - 1 日本人を含めた全体の入学者数の推移

年度（平成、令和）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度
養成施設数（課程）	404	401	396	386	375
入学定員数（人）	17,769	16,704	15,891	15,506	14,387
入学者数（人）	8,884	7,752	7,258	6,856	6,982
うち外国人留学生数	94	257	591	1,142	2,037
定員充足率（%）〔全体〕	50.0	46.4	45.7	44.2	48.5

（注）日本介護福祉士養成施設協会調べ

図表 2 - 2 養成施設数（課程）の増減の推移

年度（平成、令和）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度
養成施設数（課程） 増	6	5	8	4	8
同 △減	△4	△7	△11	△11	△19

（注 1）図表 2 - 1 の調査と図表 2 - 2 の調査とでは調査期日が異なるため、これらの表の養成施設数は整合しない。

（注 2）日本介護福祉士養成施設協会調べ

これら外国人留学生は卒業後に日本で介護業務に従事しようとして入学している者であり、将来の介護現場における中核的な役割を担う介護人材として大いに期待できる人材です。

3 外国人留学生の国家試験の合格率

平成 30、31 年度の卒業生数、介護福祉士国家試験の合格者数・合格率は次表のとおりであり、外国人留学生の合格率は 38.0%、35.9%と低いものとなっていて、6 割以上の外国人留学生が国家試験に合格できていない状況です。

図表 3 平成 30、31 年度の介護福祉士国家試験合格率

卒業		卒業生数	受験者数	合格者数	合格率
30 年	全卒業生	6,564 人	6,238 人	5,507 人	88.3%
3 月	うち外国人留学生	152 人	137 人	52 人	38.0%
31 年	全卒業生	6,028 人	5,698 人	4,961 人	87.1%
3 月	うち外国人留学生	391 人	362 人	130 人	35.9%

(注) 日本介護福祉士養成施設協会調べ

4 外国人留学生の卒業後の進路

平成 31 年 3 月卒業の外国人留学生 391 人の卒業後の進路は次表のとおりであり、外国人留学生の卒業生の 96.2%が日本で介護施設等の福祉分野に就職しています。

図表 4 平成 31 年 3 月卒業生の進路状況

区分	人数	構成比
日本で福祉分野に就職	376 人	96.2%
福祉分野以外に就職	4 人	1.0%
大学等に進学	3 人	0.7%
希望したが未就業	5 人	1.3%
就職希望せず	3 人	0.7%
計	391 人	100.0%

(注) 日本介護福祉士養成施設協会調べ

5 経過措置が終了することの影響

現在は国家試験に合格できなくても在留資格「介護」を取得できるため、ほとんどの外国人留学生が卒業後は日本で介護業務に従事していますが、経過措置の終了後は介護福祉士国家試験に合格できないと在留資格「介護」を取得できないため、母国へ帰るなどしなければならなくなります。

今後も少なくとも 2000 人以上の介護福祉士になろうとする養成施設への潜在する入学希望者がいることが推定でき、図表 3 のとおり 6 割以上の者が不合格になるとすると、日本の介護施設で介護業務に従事できない者は毎年 1000 人以上となり、介護施設における人材不足が毎年 1000 人以上累積していくことが推定されます。

6 経過措置が終了することの対策

外国人留学生の国家試験合格率を上げるためには、その原因を分析し対策方法を立てることが必要であり、立てた対策を介護福祉士養成施設において実行していく必要があります。

原因を分析し、対策を立てるには少なくとも 3 年間は必要と考えます。そして、立てた対策により介護福祉士養成施設で教育を受け卒業するまでの期間を合わせ、最終的に合格率を向上させる効果が出るまでには今後数年間は必要となります。このため、当分の間次の（ア）又は（イ）の対策をとることが考えられます。

（ア）経過措置を令和 4 年度以降も継続

外国人留学生が介護福祉士国家試験について日本人学生と遜色ない合格率となるまでの間、経過措置を令和 4 年度以降も継続していただければ、上記の問題は発生しませんが、合格率の向上を図るために、対策として日本語教育の充実等を図るための人件費等の経費に対する支援等の助成金が必要になると考えます。

（イ）経過措置を令和 3 年度に終了し、不合格者に就労できる環境を整備

現行制度においては、令和 4 年度以降、国家試験に合格できなかった者が日本で介護業務に従事する場合は、関係する試験が免除される在留資格「特定技能」等により日本に最大 5 年間在留して、その間に介護福祉士国家試験に合格する必要があります。このため次のような措置が必要になると考えます。

- (1) 国家試験が不合格となった場合の資格となる「准介護福祉士」について、当該年の 4 月以降介護施設でフルタイムによる就労を可能とするための在留資格を創設していただくか、在留資格「特定技能」について卒業して直ちに介護業務に従事できるための在留資格手続きを整備していただく措置
- (2) 外国人留学生が卒業した後も介護福祉士国家試験受験のための勉強について、介護福祉士養成施設が当該卒業生に対する授業を行ったり、模擬試験を受験させたりするためのこれら経費について助成をしていただく措置
- (3) 卒業した外国人留学生が就労する介護施設において、介護福祉士国家試験の受験環境を整備するための費用や、介護福祉士と同等の給与が卒業した者に支払われることについて、介護施設に支援をしていただく措置

介護福祉士養成施設における外国人留学生受入数の推移等

※令和元年の留学生数の多い順、単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
ベトナム	39	114	364	542	1,047
中国	27	53	74	167	212
ネパール	15	35	40	95	203
フィリピン	-	28	35	68	163
インドネシア	1	4	17	70	106
ミャンマー	6	5	10	34	99
スリランカ	1	2	1	47	95
韓国	2	3	23	31	28
モンゴル	1	1	10	19	18
ブータン	-	-	-	-	15
カンボジア	2	3	-	12	12
バングラデシュ	-	-	-	7	10
タイ	-	1	-	4	9
台湾	-	5	8	7	6
エジプト	-	-	-	-	2
ロシア	-	-	-	-	2
インド	-	-	4	33	1
マレーシア	-	-	1	1	1
キルギス	-	1	-	1	1
ウズベキスタン	-	-	-	1	1
カメルーン	-	-	-	1	1
パキスタン	-	-	1	-	1
ガーナ	-	1	-	-	1
チュニジア	-	-	-	-	1
ハイチ	-	-	-	-	1
モロッコ	-	-	-	-	1
セネガル	-	-	-	1	-
チベット	-	-	-	1	-
ブラジル	-	-	1	-	-
マカオ	-	-	1	-	-
ウガンダ	-	-	1	-	-
香港	-	1	-	-	-
合計	94 人	257 人	591 人	1,142 人	2,037 人
受入校数	29 校	49 校	96 校	136 校	167 校
出身国数	9 か国	15 か国	16 か国	20 か国	26 か国